

# 滝川市空家等対策計画【概要版】

## 第1章 計画策定の趣旨と基本的な方針

### 1 計画策定の背景と目的

- 空家等の件数は年々増加傾向にあり、その中でも適正に管理されていない空家等が生活環境に影響を及ぼしている。
- 「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」に基づく特定空家等への措置や空家等の利活用の促進など、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「滝川市空家等対策計画」を策定する。

### 2 計画の位置づけ

- 法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、法第5条に規定する国の基本指針に即して策定する計画。

### 3 計画期間

- 令和3年度 ～ 令和7年度 5年間

### 4 計画の対象

- 法第2条第1項で規定する「空家等」（法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。）とする。
- 市内全域を対象地区とし、住宅など建物の密集地は、管理不全な空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性が高いことから、優先的に対策に取り組む。

## 第2章 空家等の現状と課題

### 1 空家等の現状

- 人口と世帯は減少、空家戸数は増加が見込まれる。 （3月末 住民基本台帳）

	平成20年	平成25年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
人口	44,394	42,292	40,523	39,997	39,414	38,929
増減率	—	-5.0%	-4.2%	-1.3%	-1.5%	-1.2%
世帯数	21,047	21,250	21,395	21,365	21,189	21,128
増減率	—	+1.0%	+0.5%	±0.0%	-0.8%	-0.3%

（住宅・土地統計調査）

	平成25年度			平成30年度			空家率 前回比
	住宅戸数	空家戸数	空家率	住宅戸数	空家戸数	空家率	
全国	60,628,600	8,195,600	13.5%	62,407,400	8,488,600	13.6%	+0.1%
うち賃貸・売却等以外	—	3,183,600	5.3%	—	3,487,200	5.6%	+0.3%
北海道	2,746,600	388,200	14.1%	2,807,200	379,800	13.5%	-0.6%
うち賃貸・売却等以外	—	139,500	5.1%	—	157,300	5.6%	+0.5%
滝川市	21,180	3,040	14.4%	22,280	3,300	14.8%	+0.4%
うち賃貸・売却等以外	—	1,240	5.9%	—	1,310	5.9%	±0.0%

特定空家等の状況（年度）

（くらし支援課調査）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認定件数	21	22	22	5	9	12	7	1	0
解決件数	1	15	13	8	10	10	21	6	5
特定空家等(実数)	20	27	36	33	34	34	20	15	10

H26 以前は法施行前であり、条例により危険空家等と確認したもの

2 空家等の調査

- ・空家パトロールや市民からの情報提供により、空家等の所在や状態の把握に努める。
- ・特定空家等については、現地調査を行い認定する。所有者等に今後の意向を確認し、指導等の措置を行うため、法第10条に基づき不動産登記簿情報等を活用するほか、町内会等の情報等を活用して所有者等の調査を行う。

特定空家等以外の空家等の状況（年度）

（くらし支援課調査）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
確認件数	0	1	1	0	0	8	5	1	27	28
解決件数	0	0	1	1	0	1	0	0	13	22
屋根雪			8	3	4	64	27	8	61	

パトロールや市民からの情報提供のあったもの（R3は11末現在）※重複除く

3 空家等に関する課題

- ・空家等の適切な管理は所有者等の責務であるが、その責務が果たされず放置されているものも見受けられる。
- ・空家等が放置されると、倒壊事故や屋根材等の飛散事故など近隣への悪影響が考えられるほか、地域活力の低下や過疎化など多様な問題がある。

第3章 空家等の対策

1 適切な管理の促進

- ・所有者等の当事者意識の醸成を図る。
- ・所有者等が相談できる窓口を設置する。
- ・空家等の除却（解体）する所有者等に費用の一部を助成する制度を検討する。

2 流通・利活用の促進

- ・滝川市住み替え支援補助制度の利用を促進する。
- ・北海道空き家情報バンクの活用を促進する。

3 特定空家等への対応

- ・北海道及び道総研建築研究本部の判断基準を活用し、特定空家等認定基準とする。
- ・国のガイドラインを参考に、「命令」や「代執行」といった強い措置を行う場合には、滝川市空家等対策協議会の意見を踏まえて判断する。

4 対策の実施体制

- ・庁内関係各課と連携し取り組みを進めます。
- ・関係機関・団体等と連携する。
- ・対策の実施にあたり、意見及び協議を行うため、滝川市空家等協議会を設置する。